

2024年度前期 授業料減免要項（学部生・日本人学生用※）

※修学支援新制度への申込資格のある「永住者」等も含まれます。

1. 修学支援新制度による授業料減免制度概要

原則、日本学生支援機構（JASSO）の実施する高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）の支援区分に応じて授業料の減免が実施されますので、給付型奨学金を受給（予定含む）している場合等は基本的には手続き不要です。ただし、5. 申請手続きを行わなかった場合には授業料の減免を受けることができません。

【大学独自の授業料免除申請（修学支援新制度に基づかない免除）】

下記のいずれかに該当する場合は別途大学独自の授業料減免申請等を受け付ける場合があります。希望される方は個別に手続きについてご案内いたしますので、下記受付期限までに学生支援課までメールにてご連絡ください。

- ① 納入猶予を希望する方。詳細は、3. 授業料減免における申請区分についてをご確認ください。
- ② 修学支援新制度の採用の有無に関わらず大学独自の授業料免除を希望する方のうち、
家計支持者の急死、新型コロナウイルスの影響、被災等により家計困窮となった方、もしくは、その他特段の事情のある方 等。
- ③ （2019年度以前の入学者のみ）
大学独自の授業料免除を希望する方、もしくは「修学支援新制度」と「大学独自の授業料免除」の両方に申し込み、支援額の大きい方で授業料の減免を受けることを希望する方。

【受付期限】（在学生）2024年3月22日（金）まで。

（新入生）2024年4月26日（金）まで。

※個々の事情を元に審査するため、必ず採用となるわけではありませんのでご注意ください。

2. 修学支援新制度による授業料減免対象学生

基準日（2024年4月1日）時点で在学予定の者で、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）採用者もしくは申請予定の者。または、2024年4月入学（新入生）で、修学支援新制度の採用候補者となり進学届を提出した者。

→給付型奨学金に係る定期採用については、例年4月と9月に募集しています。詳細は千葉大学 HP 及び日本学生支援機構 HP をご参照いただき、忘れずに申請してください。

また、進学届の提出方法等についても同様に千葉大学 HP にて掲載いたします。

※HP については、3月末に更新予定です。

【千葉大学 HP】奨学金制度

<https://www.chiba-u.ac.jp/students/payment/scholarship.html>

【日本学生支援機構 HP】進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

3. 授業料減免における区分について

①授業料減免、②納入猶予、③授業料免除及び納入猶予の3つのパターンがあります。

※③については、授業料が全額免除とならなかった場合にその支払いについて納入猶予を希望するもの。

※猶予申請を行わなくても、授業料の納入期限は8月末まで設けられています。

4. 減免等結果について

修学支援新制度の支援区分に基づき、半期分（今回の申請では前期分）の授業料について、以下のいずれかで減免されます。

①全額免除 ②2/3 免除 ③1/3 免除 ④1/4 免除 ④不許可（免除なし）

※上記は **2024 年 4 月時点**での予定ですので、今後変更となる可能性があります。

※修学支援新制度に申請された方が不採用となった場合は④不許可（免除なし）となります。

（参考）2020 年以降の入学者は、授業料が年額 642,960 円（半期 321,480 円）となっておりますが、JASSO による免除額は年額 535,800 円を基準としているため、差額については千葉大学の財源により追加で免除されます。以下支援区分ごとの免除額（半期分）の内訳となります。

【半期分の支援区分毎の免除額内訳】

①JASSO による支援額 ②千葉大学の財源による免除 ③要納入額

支援区分Ⅰ	①267,900			②53,580
支援区分Ⅱ	①178,600		②53,580	③89,300
支援区分Ⅲ	①89,300	②53,580	③178,600	
支援区分Ⅳ	①66,975	②53,580	③200,925	

※上記は **2024 年 4 月時点**での情報となります。今後支援区分の追加・変更や、大学独自の免除額の見直し等がある場合があります。

※支援区分Ⅳについては、令和6年度より新設されます。

5. 申請手続き（6. に対応しています）

修学支援新制度による減免申請については、下記の手続きに含まれますので、別途申請いただく必要はありません。ただし、下記を行わなかった場合は、修学支援新制度に採用されていても授業料の減免を受けることができませんので、必ず期日までに手続きを行ってください。

◆【在学学生】現在修学支援制度に採用（区分外含む）されている方。

→2023 年度後期に以下 Moodle にて授業料減免の継続申請を行っていること。

Moodle2023

コース名：【JASSO】授業料減免の継続手続き →

トピック：2024 年**前期**授業料減免対象者の認定の継続に関する申請

◆【在学学生・新入生】2024 年 4 月採用に向けた定期採用に申請予定の方。

→4 月の定期採用の Web 申込時に「授業料等減免申請の希望を確認する設問」が表示されるので、「はい」を選択すること。

※修学支援新制度（給付型奨学金）に採用されなかった場合は減免を受けることが出来ません。

◆【新入生】給付奨学生採用候補者で、2024 年 4 月もしくは 5 月に進学届を提出した方

→進学届提出時の Web 申込時に「授業料等減免申請の希望を確認する設問」が表示されるので、「はい」を選択すること。

※進学届を提出しなかった場合は減免を受けることが出来ません。

6. 口座振替の時期（5. に対応しています）

◆【在學生】現在修学支援制度に採用（区分外含む）されている方。

⇒昨年度10月に通知された支援区分に応じて、令和6年4月下旬に口座振替となります。

◆【在學生・新入生】2024年4月採用に向けた定期採用に申請予定の方。

⇒（在學生）令和6年3月22日（金）までに、修学支援新制度へ申請希望の旨学生支援課にお申し出ください。修学支援新制度の採用結果が出るまで、授業料の口座振替を停止します。結果が出た後、修学支援新制度の支援区分（不採用含む）に応じて7月下旬に口座振替となります。

※お申し出が無かった方が修学支援新制度に採用となった場合は、後日返金にて対応します。

⇒（新入生）定期採用で修学支援新制度に申し込んだ方について、授業料の口座振替を停止します。結果が出た後、修学支援新制度の支援区分（不採用含む）に応じて7月下旬に口座振替となります。

◆【新入生】給付奨学生採用候補者で、2024年4月もしくは5月に進学届を提出した方

⇒授業料の口座振替を停止します。修学支援新制度の採用区分に応じて、7月下旬に口座振替となります。

7. 適格認定（家計・学力等）

修学支援新制度での授業料減免については、給付型奨学金と同様に、家計基準及び学力基準に基づき審査が行われます（適格認定）。給付型奨学金で実施される適格認定に連動するので、原則授業料減免単独での適格認定は実施いたしません。

家計基準については、毎年10月に前年の収入等を元に支援区分の見直しが行われ、以降1年間（家計急変採用者は3か月ごと）の支援区分を決定します。見直しの結果「支援対象外」となった場合は、10月以降1年間の支援が止まりますが、翌年度10月の見直しの際に、再度支援区分Ⅰ～Ⅳに変更された場合は、授業料の減免支援が再開されます。

学力基準については、学業成績等の基準に基づいて判定を行います。適格認定は「廃止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。判定の結果「警告」を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。「廃止」となった場合は、再度修学支援新制度に採用されることはないため、授業料減免も申請できなくなります。

8. 諸注意

千葉大学からの連絡は、大学から配布される「学生証番号@student.gs.chiba-u.jp」のアドレス宛にご連絡します。見落としのないよう、届いたメールは必ず確認するようにしてください。

9. お問い合わせ先

国立大学法人千葉大学

学務部学生支援課生活支援係

メール：dde2178@office.chiba-u.jp

※メールは、「学生証番号@student.gs.chiba-u.jp」のアドレスから送付してください。

※やり取りの記録を残すため、お問い合わせの際は窓口・電話ではなく、必ずメールにてご連絡ください。